

## 広島県告示第三百六十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾木江港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年五月九日

木江港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾木江港放置等禁止区域

木江港地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「宇浜」（北緯三四度一四分一二秒四三九八、東経一三二度五五分一〇秒四一七七、標高二・六七メートル）

基点一 基準点から二五八度一六分二五秒の方向八八・一八メートルの点

基点二 基点一から一九五度四〇分〇三秒の方向二一・六八メートルの点

基点三 基点二から二三八度五五分三八秒の方向二六・八七メートルの点

基点四 基点三から一九三度一八分二八秒の方向一五三・一七メートルの点

基点五 基点四から二二一度一〇分一四秒の方向一六四・七五メートルの点

### 二 地方港湾木江港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物